

# アクティブ試験によって汚染 されたセル内での保守及び 修理の可否についての調査審 議及び判断の欠落について

2025年9月26日 第131回口頭弁論  
原告ら準備書面（219）

本件変更許可に際して、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル（レッドセル）内で保守及び修理が可能かについて、**原子力規制委員会は検討も判断もしなかった**

原子力規制委員会は、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で保守及び修理が可能かを設工認以降の手続で行うという決定をしていないし、その検討もしていない

## 被告はパブコメでの意見に回答したというが…

パブコメに対する回答は「耐震設計の詳細」について設工認の審査で確認するというだけで、工事の可否については設工認で確認すると回答せず、何も回答していない

しかも規制庁事務方は、規制委員会の会議の報告の際、アクティブ試験による汚染に関する質問・回答にはまったく触れなかった

**→パブコメに対する回答は、工事の可否を設工認以降で行うとも述べていない上、その回答は原子力規制委員会で検討したものでさえない**

# 許可時に規制委員会は認識していなかった



本件変更許可の8か月後の会議での更田委員長の発言

特に特徴があるのは、再処理施設はアクティブ試験を得ているということなのです。これが**事業許可**や**設工認の段階**できちんと**認識**されているか

原子力規制委員会は、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で修理の必要が生じたときに保守及び修理ができるかという問題について、認識・検討した上で（変更許可段階ではなく）設工認以降で対応すればいいと判断したのではなく、問題を認識していなかった（失念していた）ために判断しなかった。

これは調査審議及び判断の欠落というしかない

# 再処理事業指定基準規則15条5項の修理

- 被告は、原子炉等規制法の体系を理由に、新たな基準地震動の策定に伴って必要となる耐震補強工事は含まれないというが…
- 原子炉等規制法第49条は、変更許可後に変更許可の要件（基準適合性）を失った場合（基準地震動の変更により耐震補強工事が必要になった場合も当然含まれる）に、原子力規制委員会が「改造、修理」を命じうると定めている
- 汚染によりセル内で工事ができなくなってしまうえばそれが不可能になる
- 再処理事業指定基準規則15条5項は、そのような場合も含めて工事可能性を確保するために定められていると読むのが原子炉等規制法の体系に即している

- **被告は原発の工事計画審査ガイドの言葉を根拠に、再処理事業指定基準規則15条5項の「修理」を限定解釈しているが…**
- 再処理事業指定基準規則15条5項は、設工認のみならず、その後の使用前事業者確認等に加えさらに供用開始後に不具合が生じた場合の修理等を念頭に置いているもので、設工認申請の手続書類上の区分規定は関係がないし、実質的にも故障した機器の「取替」や「改造」ができないのでは安全機能の健全性を確保するための保守及び修理が可能であることを求める再処理事業指定基準規則15条5項を満たしていると解することはできないから、被告の主張は誤りというべき

- **被告は、耐震性は安全機能を確実に発揮するための前提であって「安全機能」そのものではないから、耐震補強工事は再処理事業指定基準規則15条5項の「その安全機能の健全に維持するための適切な保守及び修理」に当たらないと主張するが…**
- 耐震性要求が安全機能を確実に発揮するための前提である以上、それが安全機能を健全に維持するための修理に当たると読むことは不可能ではないし、再処理事業指定基準規則が福島原発事故後に「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会で定める基準」として定められたことに照らせば、そう読むことこそ適切である

- 仮に被告の主張に従い、耐震補強工事については再処理事業指定基準規則15条5項の修理に当たらないと解した場合であっても、**耐震補強工事とは別に、安全機能が何らかの原因によって実際に壊れたり不具合を生じた場合の修理**が再処理事業指定基準規則15条5項の修理であることはまったく疑いの余地がない
- **アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で故障等が生じた場合に保守及び修理ができなければ、再処理事業指定基準規則15条5項の要求を満たしていないことは明らか**
- **本件変更許可はその点について検討も判断もされていない**のであるから、その点について調査審議及び判断の欠落がある

# 被告は工事の可否は使用前確認の問題というが



事業許可があって、設工認があって、最後はそれの確認作業として使用前確認がある。使用前検査と言ってもいいけれども、使用前事業者検査と使用前確認がある。確認できないことを確認できると踏んで事業許可を出したり、設工認の議論を進めていないか

# 被告は工事の可否は使用前確認の問題というが



設工認の段階から、更に言えば**本来であれば事業許可の段階から**、使用前確認、使用前検査が可能であるかどうかを踏まえて議論されていないといけないはずなのです

# 被告は使用前確認証が出ないからいいというが



設工認が使用前検査を意識しないで進んだら、結局、使用前検査に行ったときに事業許可を受けている、設工認も認可されている、けれども**検査ができない** **といって、そこで残念だったね** **ということではない** だろうから、そうすると今度ケースによっては、耐震クラスを変えるのであれば**事業許可に戻ってくる** ことになる

- 本件変更許可に際してアクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で保守及び修理が可能かは検討も判断もされていない
- 原子力規制委員会は、設工認以降で確認するという決定もしていない
- 再処理事業指定基準規則15条5項の解釈としても、被告の主張は誤りであるし、少なくとも耐震補強工事でなく実際故障したときを考えれば本件変更許可に再処理事業指定基準規則15条5項の要求についての調査審議及び判断の欠落があることは明らか
- 原子力規制委員長もアクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセルの問題は変更許可で議論すべきだったと考えている
- 被告の主張は訴訟のために勝手に言っているだけ

- 大飯原発3号機及び4号機の設置変更許可が争われた**大阪地裁 2020年（令和2年）12月4日判決**は、地震動審査ガイドにおいて基準地震動の策定にあたり経験式（この件では入倉・三宅式）を用いる場合には「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と定めているにもかかわらず、ばらつきを考慮した場合にこれに基づき算出された値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく適合性を認めた変更許可について、その1点のみを理由に看過しがたい過誤欠落であるとして変更許可を取り消した
- **本件変更許可における調査審議及び判断の欠落はそれよりも大きなものであり、その1点をもってしても本件変更許可は取り消されるべき**